○飯塚市市営住宅使用料及び敷金の減免又は徴収猶予に係る基準

平成19年8月9日

飯塚市告示第103号

改正　H22-18

(趣旨)

第1条　飯塚市市営住宅条例(平成18年飯塚市条例第207号。以下「条例」という。)第19条の規定による住宅使用料(条例第46条に規定する改良住宅の使用料を含む。)の減免及び徴収猶予(以下「減免等」という。)並びに条例第20条第2項の規定による敷金の減免等に係る基準については、この告示の定めるところによる。

(住宅使用料の減免等の対象)

第2条　住宅使用料の減免等の対象となるものは、次のとおりとする。

(1)　市営住宅に入居している世帯(以下「入居世帯」という。)が、次のいずれかに該当する場合(生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けていない場合に限る。)

ア　入居世帯の収入が、失職その他の事情等により、著しく低額であるとき。

イ　入居者又は同居者が長期にわたり療養する必要があり、それに要する費用を控除した後の収入が、著しく低額であるとき。

ウ　入居世帯が災害等により容易に回復しがたい損害を受け、それに要する費用を控除した後の収入が、著しく低額であるとき。

(2)　入居世帯が生活保護法の適用を受けており、次のいずれかに該当する場合

ア　住宅扶助の額が住宅使用料の額に達しないとき。

イ　長期入院等のために住宅扶助を停止されたとき(退院の見込みがあり、退院後当該市営住宅での生活が可能な場合に限る。)。

(3)　制度移行に伴って必要と認められる場合

(4)　入居世帯の年度途中の収入変動に対応するために必要があり、かつ、収入の再認定を行わない場合

(5)　前各号に準ずるものであって、特別の事情のある場合

2　住宅使用料の減免等を認定する際の収入及び申請要件は、次のとおりとする。

(1)　前項第1号の規定は、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第1条第3号の規定による収入(以下「政令による収入」という。)が104,000円以下の入居世帯を対象とする。

(H22-18一改)

(2)　前項第1号に規定する入居世帯の収入は、原則として入居者及び同居者の過

去1年間の就労収入、恩給、遺族年金等の年金、児童扶養手当、雇用保険、傷病手当、仕送り等のすべての収入を合算したもの(以下「全収入」という。)を対象とする。

(3)　前項第1号に規定する著しく低額になったときは、入居世帯がその利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを活用してもなお、全収入が生活保護法による保護の基準以下であるときとし、民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの告示による減免等に優先して行われるものとする。

3　住宅使用料の減免等の基準は、次のとおりとする。

(1)　第1項第1号又は第5号に該当するもので、その状態が長期にわたると認められる場合は減免とし、短期と認められる場合は徴収猶予とする。

(2)　第1項第2号から第4号までに該当する場合は、減免とする。

(3)　第1項第1号の場合においては、収入認定額(全収入から公営住宅法施行令第1条第3号イからホまでに掲げる額を控除し、これを12で除した額をいう。以下同じ。)に次のアからウまでに掲げる場合の当該アからウまでに定める率を政令による収入の区分に応じて定める住宅使用料に乗じて得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)を減免額とする。ただし、これにより得た住宅使用料の額が3,000円を下回る場合にあっては、3,000円を住宅使用料の額とする。

ア　収入認定額が26,000円を超え52,000円以下である場合　4分の1

(H22-18一改)

イ　収入認定額が0円を超え26,000円以下である場合　2分の1

(H22-18一改)

ウ　収入認定額が0円である場合　4分の3

(4)　第1項第2号アの場合においては、当該住宅使用料の額から支給される住宅扶助の額を控除した額を減免額とする。

(5)　第1項第2号イの場合においては、当該住宅使用料の全額を免除する。

(6)　第1項第3号の場合においては、市営住宅建替事業、市営住宅建替事業に準ずる事業、市町村合併事業等の個別事業に応じた住宅使用料の決定方法に則り減免額を定める。

(7)　第1項第4号の場合においては、当該住宅使用料の額から政令による収入の額を再認定した場合に算定される住宅使用料の額を減じた額を減免額とする。

4　住宅使用料の減免等の適用期間は、申請日の属する月の翌月から当該年度の範囲

内とする。ただし、必要と認める場合は、この限りでない。

（敷金の減免及び徴収猶予）

第3条　敷金の減免等の対象は、市営住宅入居時に特別の事情のある者とする。

2　減免の額及び減免等の期間は、その都度決定するものとする。

（減免等の取消及び更正）

第4条　減免等の承認後、その理由が事実でないことが明らかになった場合は、当該承認を取消すとともに、承認を受けたときに遡及して正規の住宅使用料又は敷金を徴収するものとする。

2　減免等の承認後、当該減免期間内に減免理由が消滅し、又は軽減した場合は、それに応じて減免額及び減免期間を更正するものとする。

附　則

この告示は、告示の日から施行する。

附　則（平成22年1月21日　告示第18号）

この告示は、告示の日から施行し、改正後の飯塚市市営住宅使用料及び敷金の減免又は徴収猶予に係る基準の規定は、平成21年4月1日から適用する。